



第2章

地域福祉を取り巻く 環境の動向と課題の整理



1 地域福祉を取り巻く環境

(1) 国の動向

社会福祉法の改正

国においては、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして、「地域共生社会」の実現を掲げ、取組を進めています。

平成30年4月に「社会福祉法」が改正され、これにより、地域福祉推進の理念が明記されるとともに、市町村における包括的支援体制づくりや地域福祉計画の策定に努める旨が規定されました。

また、令和3年4月に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会の実現を目指す必要があることが明記され、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援体制や地域住民等による地域福祉の推進のための必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、「重層的支援体制整備事業の創設」等が新たに規定されました。

【地域共生社会の実現に向けた主な法改正等】

年	主な法改正	主な内容
平成28年	「ニッポン一億総活躍プラン」	「地域共生社会」の実現が明記
平成29年	「社会福祉法」改正 地域福祉計画策定ガイドライン提示	市町村による包括的な支援体制整備等について明記 地域福祉計画に盛り込むべき事項（分野共通で取り組むべき事項等）について提示
令和元年	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ	市町村における包括的な支援体制の構築を推進するための新たな事業の創設が提案
令和3年	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行	重層的支援体制整備事業が創設

成年後見制度の利用促進

認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある方を支援するための手段である成年後見制度について、利用促進を図るため、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、基本理念や国等の責務が明記されるとともに、市町村において、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることなどが規定されました。

また、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年3月に、「第1期成年後見制度利用促進基本計画」、令和4年3月に、「第2期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進

すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、障がい者が必要とする情報の十分な取得や利用とともに、円滑な意思疎通が重要であることから、障がい者の情報の取得、利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。

(2) スーパースマートシティについて

本市は、概ね2030年頃を見据えた具体的なまちの姿として、「子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち『スーパースマートシティ』」の実現を目指しています。

「スーパースマートシティ」は、100年先も発展し続けるまちの姿「NCC(ネットワーク型コンパクトシティ)」を土台に、「地域共生社会」、「地域経済循環社会」、「脱炭素社会」の3つの社会が、「人」づくりの取組や「デジタル」技術の活用によって発展する「夢や希望がかなうまち」です。

本計画は、「スーパースマートシティ」を構成するひとつの社会である「地域共生社会」の中核の部分となる、地域福祉の推進を目指しています。

(3) ユニバーサルデザインについて

バリアフリーは、高齢者や障がい者を主な対象者とし、公共的施設や公共交通等について整備基準を設けて、安全かつ円滑に利用できるように整備するものです。

一方、「ユニバーサルデザイン」とは、「すべての人のためのデザイン」を意味し、文化・言語・年齢・性別等の差異・障がいの有無・能力にかかわらず、できるだけ多くの人々が最初から利用しやすいように、製品や施設、環境などをデザインする考え方です。今日では、情報、サービスを含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といった、より広い概念として使われており、福祉の分野に留まらず、あらゆる分野において取り組んでいく必要があります。

本計画においては、「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的施設や公共交通のバリアフリーを推進するとともに、やさしさや思いやりの気持ちを一層はぐくみ、広めていく「こころのユニバーサルデザイン運動」などに取り組み、ハード施策とソフト施策の両面から、市民の誰もが生活しやすい環境を構築していきます。

(4) ウィズコロナ・アフターコロナ

新型コロナウイルス感染症による社会環境の変化は、市民生活や地域、事業者、行政活動に大きな影響を与えました。

新型コロナウイルス感染症対策は、市民生活において、ソーシャルディスタンスの確保など、人と人との関わり方や、日常生活、働き方などを変えました。

また、地域や事業者、行政においては、地域交流やイベント、事業、福祉サービスの提供の在り方を大きく変えました。

今後は、「新しい生活様式」を踏まえながら、デジタル技術を効果的に活用し、デジタル化・DX(※2)を目指していく必要があります。

(5) 災害への対応

令和元年(2019年)に発生した台風19号は、市内全域に避難勧告が出されるなど、大きな被害を与えました。

豪雨や台風など、自然災害には迅速かつ的確な対応が必要であり、地域の「助け合い」や「支え合い」がますます重要となっています。

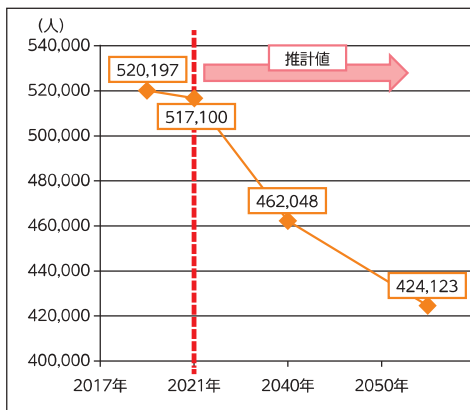
特に、災害発生時に支援を必要とする方への迅速かつ的確な避難誘導など、地域における災害時の要援護者への支援の仕組みづくりを推進していく必要があります。

※2 デジタルトランスフォーメーション：デジタル技術の活用により、業務の効率化等にとどまらず、手法や組織文化・風土を変革し、新たな価値を創造していくこと

2 データで見る宇都宮市の現状

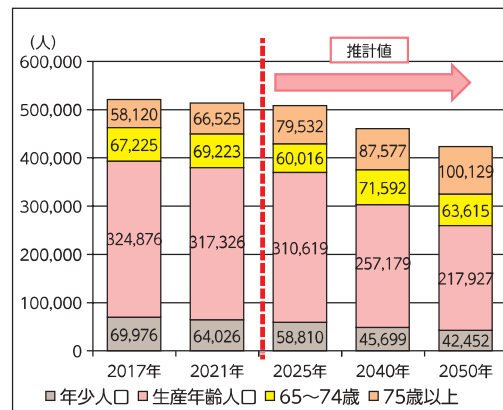
本市の人口は2017年にピーク(520,197人)を迎え、その後は減少に転じています。一方で、少子高齢化が進行し、ひとり暮らし高齢者の数は増加することが予想されます。

人口減少社会の到来



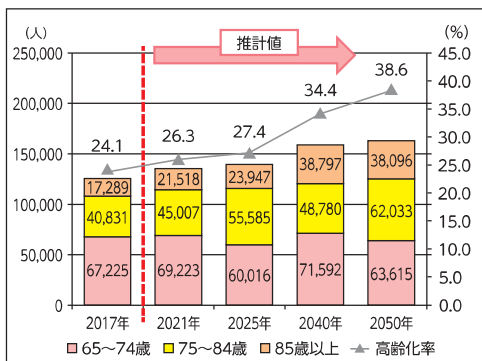
【出典】宇都宮市資料(国勢調査データより算出)

少子高齢社会の進行



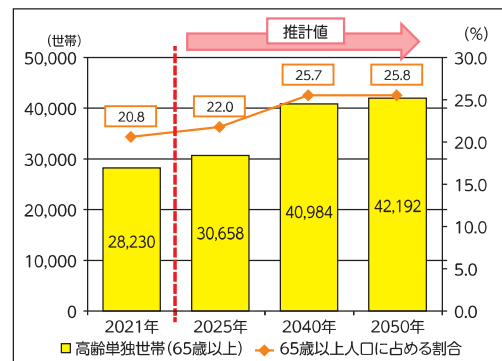
【出典】宇都宮市資料(国勢調査データより算出)

高齢者人口・高齢化率



【出典】宇都宮市資料(国勢調査データより算出)

ひとり暮らし高齢者の増加



高齢者(65歳以上人口)1人を生産年齢人口(15歳から64歳まで)で支える割合

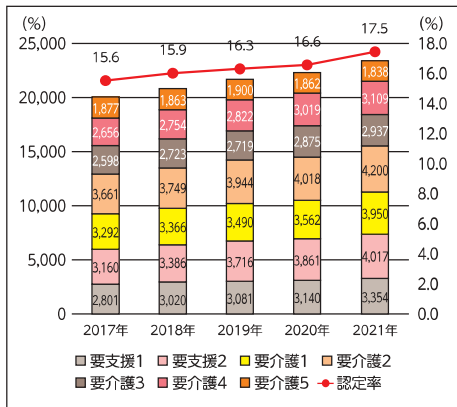


※2025年頃には、人口ボリュームの大きい団塊の世代が後期高齢者の年齢に達することが見込まれており、さらに2040年には、団塊ジュニア世代が高齢者となり、65歳以上の前期高齢者が増加し、高齢化が進行することが予想されています。

要介護・要支援認定者や障がいのある方などが増えています。

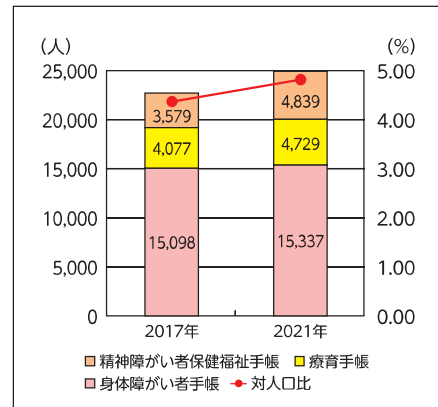
また、複雑化・複合化した問題を抱えるケースが増加傾向にあります。

要介護・要支援認定者の増加



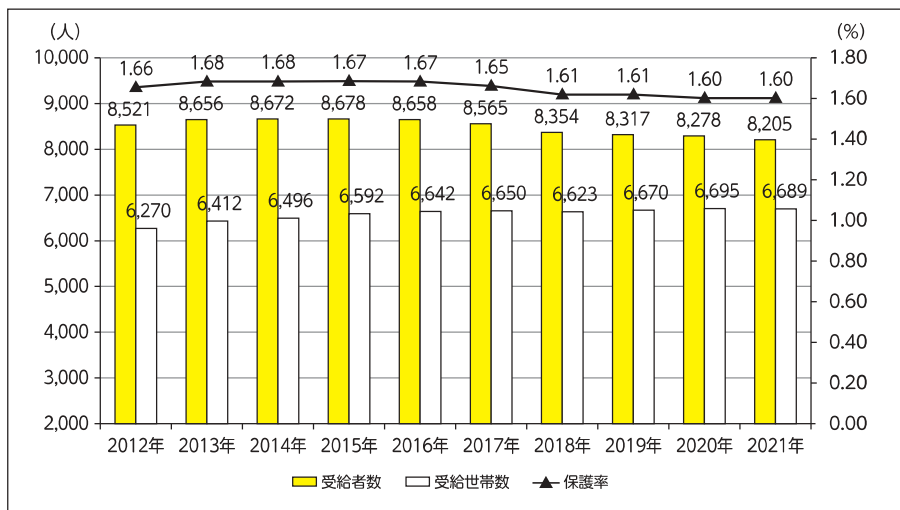
【出典】宇都宮市資料(高齢福祉課)

障がい者手帳所持者数の増加



【出典】宇都宮市資料(障がい福祉課)

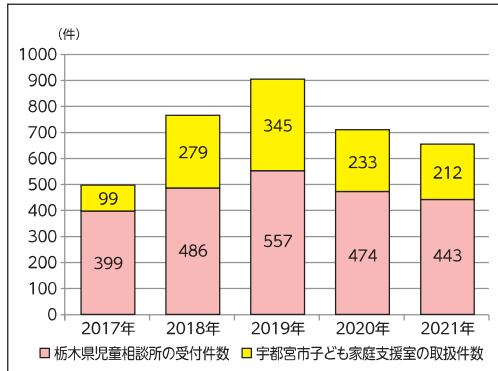
生活保護受給世帯・受給者数・保護率の推移



【出典】宇都宮市資料(生活福祉第2課)

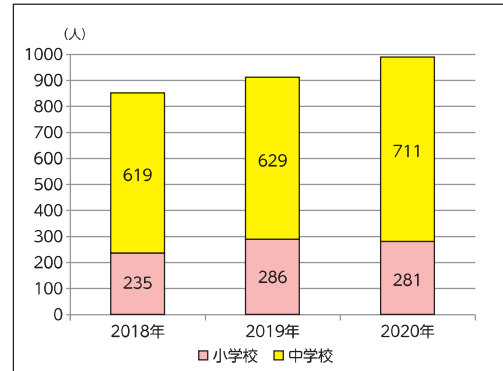
第2章 地域福祉を取り巻く環境の動向と課題の整理

児童虐待に関する通告数の状況



【出典】宇都宮市資料(子ども家庭課)

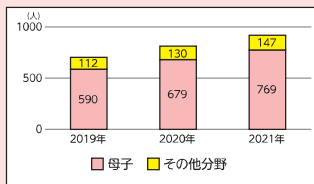
不登校児童及び生徒の状況



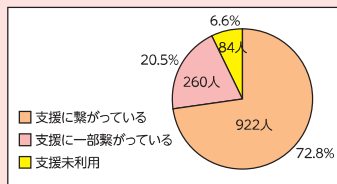
【出典】宇都宮市資料(市教育センター)

複雑化・複合化した問題を抱えるケースの把握状況(保健と福祉の相談窓口)

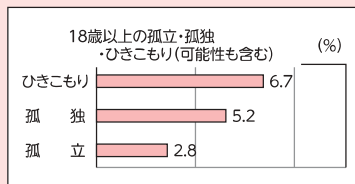
複雑化・複合化した問題を抱えるケース数



令和3年度保健と福祉の相談窓口で支援するケース状況

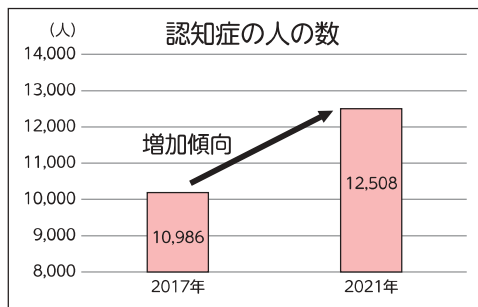


孤立等の状況

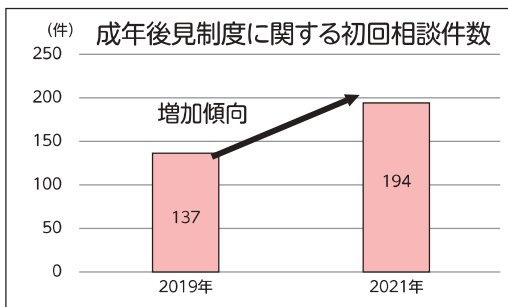


【出典】宇都宮市資料(保健福祉総務課「市民・事業者アンケート結果」)

認知症の人の数



成年後見制度に関する初回相談件数

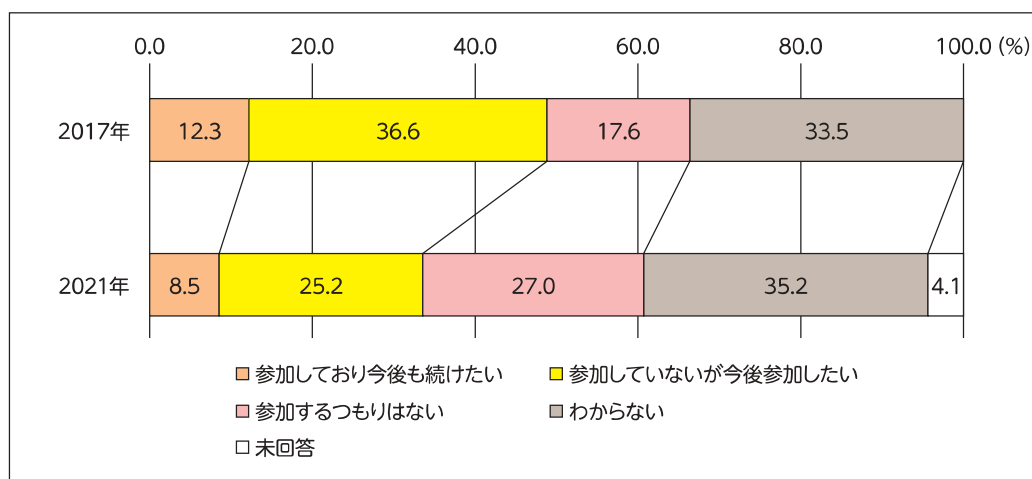


【出典】宇都宮市資料(高齢福祉課)

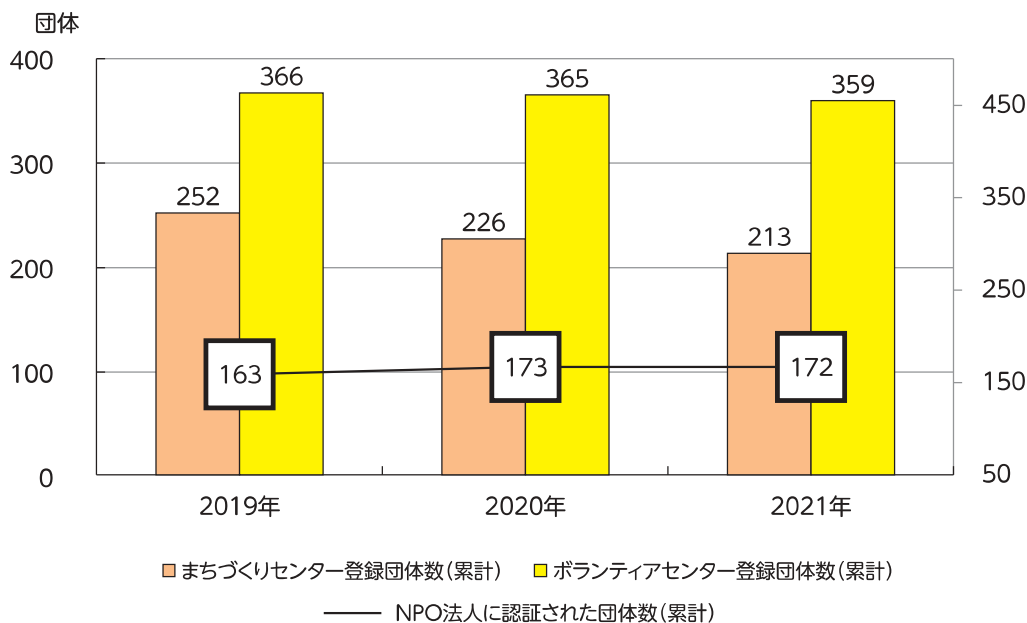
市民活動に参加している人や参加意欲のある人の割合は減少しています。

NPO法人認証団体数(累計)は、微増傾向にあります。まちづくりセンターの登録団体数、ボランティアセンター登録団体数はともに横ばいの状況です。

市民活動(健康づくり活動, 防犯・防災活動, 環境美化活動など)への参加



【出典】宇都宮市資料(「市民・事業者アンケート結果」)



【出典】宇都宮市資料(みんなでまちづくり課), 宇都宮市社会福祉協議会資料

3 本市の福祉を支える様々な資源

本市の福祉は、以下のとおり多くの方々に支えられています。

(1) 福祉活動を展開する主な組織・団体

《社会福祉協議会》

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的な組織として、社会福祉法に規定されており、地区社会福祉協議会とともに、行政や関係機関・団体・施設等と連携しながら誰もが住み慣れた地域や家庭で自立した心豊かな生活が送れるよう、ともに支え合い助け合いながら、安心して暮らし続けることができる「福祉のまちづくり」の実現を図ることを目的に、全国の自治体に設置されています。

本計画では、市社会福祉協議会が策定する「第5次宇都宮市地域福祉活動計画」と、理念や地域福祉の方向性などについて共有し、各施策・取組を連携して推進していきます。

●地区社会福祉協議会

「福祉のまちづくり」の実現に向けて、地域住民が中心となり、市社会福祉協議会と連携しながら様々な地域福祉事業や活動を進める任意の団体で、地区の関係機関・団体・施設など様々な組織や団体、また個人等で構成されており、連合自治会39地区ごとに設置されています。

●福祉協力員

市社会福祉協議会が推進する「住民相互の支え合い助け合い活動」を担う地域福祉のボランティアで、自治会長と地区社会福祉協議会長の推薦により、市社会福祉協議会長から委嘱され、同じ地域で暮らす住民として、見守りや声かけなどを行いながら、様々な地域福祉事業や活動に協力しており、令和4年3月末現在、2,516名の方々が福祉協力員として活動しています。

●コミュニティワーク(※3)の推進

社会福祉協議会では、地域福祉活動が組織的・効果的に進められるよう、主に、地区社会福祉協議会が進める地域福祉事業や活動の支援、ボランティアや福祉協力員の育成の支援、また関係機関・団体・施設等の連携・協働体制構築の支援など、地域での「福祉のまちづくり」活動のコーディネーター役として、現在、市内39地区5ブロックに区分し、各ブロックに担当者を配置し、コミュニティワークを推進しています。

●ふれあい・いきいきサロン

高齢者、障がい者及び親子など地域住民が、定期的に、身近な場所(自治会公民館・福祉施設など)に気軽に集い、ふれあいを通して仲間づくりや生きがいづくりの輪を広げ、また、悩み事の相談や不安の解消を図るなどの活動を実施しています。令和4年3月末現在、市内に306か所のサロンが設置されています。

《地域まちづくり組織》

地域まちづくり組織は、地域における活動団体により組織された団体で、様々な地域課題の解決や地域の特色づくりなどに取り組んでいる組織です。地域まちづくり組織は、自治会をはじめ老人会・婦人会・地区民生委員児童委員協議会などの様々な団体で構成され、地域の総意形成・各種団体の連絡調整・地域人材の活用などを目的としながら、地域の方々の力を活かしたまちづくりを展開しています。令和4年度現在、39の地域まちづくり組織が活動を展開しています。

《自治会》

自治会は、同一地域に住むことから生じた地縁による団体で、一定の地域の住民同士が互いに助け合い協力し合う組織です。また、全世帯参加が基本の任意組織であり、会員からの会費等により活動を展開しています。本市には、令和4年4月現在、約800の単位自治会と39の連合自治会があります。

※3 コミュニティワーク：地域社会において地域住民の福祉のニーズの把握、福祉サービスの開発や連絡・調整などを行う援助技術

《NPO》

NPO(Non Profit Organization)は、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称で、NPO法人などの法人格を持つ団体や少人数で活動するボランティアグループなど、様々な団体が含まれます。このうち、「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。NPOは、福祉・教育・環境・まちづくりなど様々な分野で、社会的使命の達成を目的としながら、社会に利益をもたらす活動を展開しています。

《第2層協議体》

高齢者に対する生活支援等サービスの体制整備に向けて、地域の実情に応じて、地域包括支援センターをはじめ、地区連合自治会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会など、地域の多様な主体が参画し、情報の共有を行うとともに、連携を強化することにより、資源開発(地域における支え合いの体制づくり)について検討しています。

(2) 福祉活動を行っている主な方々

《民生委員児童委員》

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、その職務は、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など援護を必要とされる方々の相談・援助にあたるとともに、福祉事務所や児童相談所などの関係行政機関に対して協力しています。

民生委員は地域福祉の担い手として地域住民にとって身近な存在であり、福祉のことで困ったことが起きた場合や相談したいことがある時には、必要な助言や援助を受けられるほか、関係行政機関への橋渡しなどを行います。

また、民生委員は児童福祉法の規定により児童委員も兼ねており、児童福祉の推進にも大変重要な役割を果たしています。

令和4年12月1日(全体改選時)に、804名の方々が民生委員児童委員に委嘱され、福祉の増進に努めています。

《主任児童委員》

主任児童委員は、出生率の継続的な低下などを背景に「健やかに子どもを生き育てる環境づくり」が社会全体の課題となってきたことから、平成13年の児童福祉法の一部改正に伴い法定化されました。

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童の福祉に関する機関と区域担当の児童委員との連絡調整を行うとともに、区域担当の児童委員に対する援助・協力を行うことを職務としています。

令和4年12月1日現在、804名の民生委員児童委員のうち79名が主任児童委員を担当しています。

《障がい者相談員》

障がい者相談員は、市長から委嘱された見識の高い民間協力者で、身体障がい者や知的障がい者の支援に関し、本人又はその家族などからの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、障がい者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力なども職務としています。

令和4年度現在、身体障がい者相談員として29名（内訳：視覚障がい担当7名、聴覚障がい担当7名、肢体不自由担当13名、内部障がい担当2名）、知的障がい者相談員として22名が委嘱されています。

《ボランティア》

ボランティアとは、“自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人”などと説明され、その活動形態は、個人で行ったり、グループを形成して行ったり、既存の団体などに所属して行うなど多種多様な活動方法があります。ボランティアは参加者の自主性を尊重しながら、自由かつ継続的に安定して行われることが重要です。本市では、ボランティアセンターやまちづくりセンターに多くの団体や個人が登録され、様々なボランティア活動が行われています。

(3) 福祉活動を実践する主な組織・施設

《地域包括支援センター》

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援するため、介護・福祉の総合窓口として様々な相談に応じるほか、介護予防事業、認知症などの相談窓口、高齢者の権利擁護事業、地域のネットワークづくりに取り組んでおり、令和4年度現在、市内25か所に設置されています。

《障がい者生活支援センター》

障がいの区分に関わらず、地域において生活支援を必要とする障がい者やその家族などの相談に応じ、障がい者の地域生活に必要な支援を行っています。具体的には、福祉サービス等の利用援助・専門機関の紹介・生活上の相談・緊急時対応の支援などがあり、令和4年度現在、市内に4施設あります。

《基幹相談支援センター》

・ 障がい者基幹相談支援センター

障がい者の相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所(障がい者生活支援センター)等への専門的な助言、障がい者及びその家族への支援等、総合的な支援を行っており、市役所障がい福祉課内に設置しています。

・ 高齢福祉課基幹相談支援センター

地域包括支援センター間の総合調整、各地域包括支援センターが抱える困難事例に対する後方支援を行っているほか、市民、医療・介護関係者からの相談窓口として、市役所高齢福祉課内に設置しています。

《子育てサロン》

地域全体で子育てを支援する基盤を形成するため、地域の子育て家庭が気軽に訪れ、遊びを通して交流ができる場を提供しています。

また、育児不安等に対する相談指導や子育てサークルへの支援なども行っており、令和4年度現在、市内の12か所(うち11か所は保育園内)に設置されています。

《教育・保育施設》

保育所, 認定こども園, 幼稚園の教育・保育施設では, 利用されている保護者をはじめとする地域の方々の子育て力向上に向けた取組を行っています。各施設には, 保育士や幼稚園教諭など, 幼児の教育や保育に精通した職員がおり, 気軽に子育てに関する相談をすることができます。

《様々な社会福祉施設》

社会福祉施設は, 高齢者, 障がい者, 子ども, 生活困窮者等, 社会生活を営む上で, 様々なサービスを必要としている者を援護し, または更生のための各種治療訓練等を行い, 福祉の増進を図っています。また, 社会福祉施設には大別して老人福祉施設, 障がい者支援施設, 保護施設, 婦人保護施設, 児童福祉施設, その他の施設があり, 令和4年4月1日現在, 市内に255施設あります。(栃木県「社会福祉施設等要覧」より)

《地区市民センター》

地域の身近な行政サービスの拠点として, 生活に密着したサービスを総合的に提供するとともに, 地域住民が主体となった地域づくりへの支援・調整などを行っています。

本市では, 本庁と平石・富屋・姿川・河内の4か所の地区市民センターに保健と福祉の相談窓口を配置して, 保健や福祉の総合相談や家庭訪問, 健康づくり活動への支援などに取り組むとともに, 子育て世代包括支援センターを設置し, 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談等の業務を行い, 多様な保健福祉サービスを総合的に提供しています。

4 第4次計画の評価

第4次計画(平成30年度～令和4年度)では、3つの基本目標を定め、計上する82取組のうち主要36取組について毎年度、進行管理を行ってきました。計画最終年度においては、基本目標ごとに、5年間の実績を踏まえた評価及び成果・課題の整理を行いました。

【評価基準】

A評価:順調(達成率90%以上)

B評価:おおむね順調(達成率70%～90%未満)

C評価:やや遅れている(達成率70%未満)

— :定量的な指標がないもの

基本目標1 福祉のこころをはぐくむ人づくり

成果指標

市民活動に参加意欲のある市民の割合

基準値(H29)48.9% ⇒現状値(R3)33.7% 目標値(R4)75.0%

主要取組 8取組

●主な取組と指標

▶認知症周知啓発の実施

認知症サポーター数

基準値(H29)31,000人 ⇒現状値(R3)42,316人 目標値(R4)47,000人

▶宇都宮市民福祉の祭典の実施

「宇都宮市民福祉の祭典」来場者数

基準値(H29)10,000人 ⇒ 現状値(R3) ※2,500人 目標値(R4)10,000人

※感染症の影響により令和1年度実績値により評価

▶宮っ子心の教育の推進

「誰に対しても、思いやりの心を持って接している」と回答した中3生徒の割合

基準値(H29)92.0% ⇒ 現状値(R3)93.9% 目標値(R4)95.0%

令和3年度実績	A評価	B評価	C評価	—
	0取組	6取組	1取組	1取組

全体評価 やや遅れている取組があるものの、全体としては概ね順調な進捗

(成果)

- 福祉のこころの醸成等に係る取組については、ICTを活用した理解促進等に取り組んだ結果、認知症サポーター数が増加するなど、一定の成果があったものと考えられます。

(課題等)

- 新型コロナウイルス感染症による状況の変化を踏まえ、地域福祉の理解促進と周知啓発に向けた取組を一層充実・強化していく必要があります。

基本目標2 安心して暮らせる福祉の基盤づくり

成果指標

保健や福祉に関する情報提供に概ね満足している市民の割合

基準値(H29)79.2% ⇒ 現状値(R3)51.3% 目標値(R4)85.0%

主要取組 18取組

●主な取組と指標

▶保健と福祉のサービス提供活動の充実

保健と福祉の個別支援件数

基準値(H29)年間8,800件 ⇒現状値(R3) 11,435件 目標値(R4)10,000件

▶市有施設のバリアフリーの推進

市有施設のエレベーター整備数(累計)

基準値(H29)49施設 ⇒ 現状値(R3)53施設 目標値(R4)54施設

▶LRTやバスなどの公共交通機関のバリアフリーの推進

ノンステップバスの導入率

基準値(H29)53.2% ⇒ 現状値(R3)61.3% 目標値(R4)66.1%

令和3年度実績	A評価	B評価	C評価	—
	3取組	10取組	1取組	4取組

全体評価 やや遅れている取組があるものの、全体としては概ね順調な進捗

(成果)

- 保健と福祉の個別相談支援については、庁内連携体制の強化により、適切な支援につながった結果、支援件数が目標を達成しており、取組の成果があったものと考えられます。
- 公共的施設等のバリアフリーの推進に係る取組については、ノンステップバスの導入や市有施設のエレベーター数が増加するなど、一定の成果があったものと考えられます。

(課題等)

- 新型コロナウイルス感染症による状況の変化を踏まえ、保健と福祉のサービス提供活動の充実やバリアフリーによる基盤整備に向けた取組を一層充実・強化していく必要があります。

基本目標3 共に支え合う地域社会づくり

成果指標

市民活動に参加している市民の割合

準値(H29)12.3% ⇒ 現状値(R3)8.5% 目標値(R4)15.0%

主要取組 10取組

●主な取組と指標

▶まちづくりセンターにおける市民活動支援

まちづくりセンター登録団体数

基準値(H29)276団体 ⇒ 現状値(R3)213団体 目標値(R4)300団体

▶ふれあい・いきいきサロン事業の推進

ふれあい・いきいきサロンの設置数

基準値(H29)260か所 ⇒ 現状値(R3)326か所 目標値(R4)360か所

▶生活支援体制整備事業の実施

第2層協議体の設置数

基準値(H29)5か所 ⇒ 現状値(R3)30か所 目標値(R4)39か所

令和3年度実績	A評価	B評価	C評価	—
	1取組	7取組	1取組	1取組

全体評価 やや遅れている取組があるものの、全体としては概ね順調な進捗

(成果)

- 地域交流の場づくりや地域の多様なネットワークづくりに係る取組は、「ふれあい・いきいきサロン」や「第2層協議体」の設置数が増加するなど、一定の成果があったものと考えられます。

(課題等)

- 市民が市民活動に参加できるよう、参加への誘導策や機会の創出が必要です。

取組結果(全体)

令和3年度実績	A評価	B評価	C評価	—
	4取組	23取組	3取組	6取組

※6取組については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して評価

【総評】

- 感染症の影響を勘案して評価を実施した結果、指標設定がある主要取組のうち、4取組が年次目標を達成(A評価)し、23取組が概ね順調(B評価)であり、全体として主要取組は概ね順調に進捗しました。
- 第4次計画の後期は、新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言の発出に伴う外出自粛などの行動制限や事業の中止、延期などの影響を受けましたが、一部の取組については、ICTの活用などの施策展開を図ったことにより、全体としては、概ね順調に進捗したところです。
- 今後も、感染症による状況の変化を踏まえながら、地域福祉のさらなる推進に向けた取組を一層充実・強化していく必要があります。

5 市民・事業者アンケート調査結果

(1) 調査概要

本計画の策定に先立ち、「地域共生のまちづくり」に関する市民等実態調査として、市民や障がい者、民生委員児童委員のほか、福祉事業者、公共的施設、地域包括支援センターをはじめとする支援団体等を対象にアンケートやヒアリングにより実態調査を実施しました。

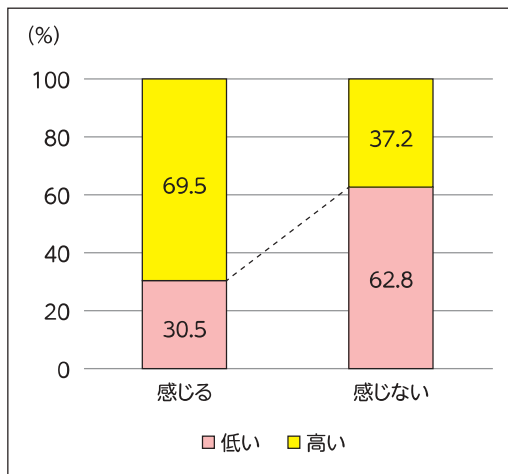
【調査対象及び回収率等】

対象	調査数	回収数(回収率)
市民 (小学生, 中高生, 若年期, 壮年期, 高齢期)	11,100件	4,452件(40.1%)
障がい者 (身体障がい手帳, 療育手帳, 精神障がい者保健福祉手帳の所持者)	3,300件	1,571件(47.6%)
民生委員・児童委員	813件	719件(88.4%)
福祉事業者 (介護サービス事業者, 障がい福祉サービス事業所, 児童福祉施設)	594件	365件(61.4%)
公共的施設 (病院・診療所, 歯科診療所, 薬局, 金融機関, 郵便局, 百貨店・スーパー, その他)	944件	520件(55.1%)

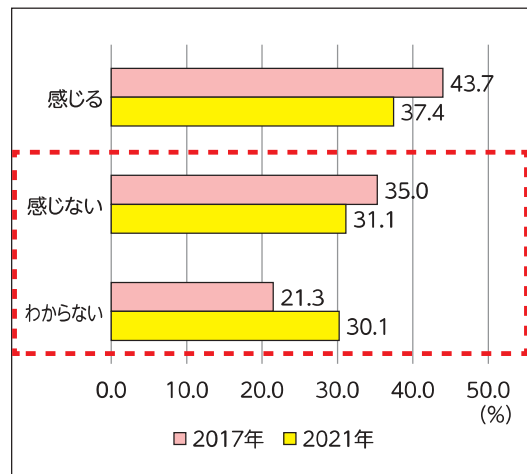
(2) 調査結果の概要

地域での「絆」や「つながり」の大切さについて理解促進を図ることが必要です。

「絆」「つながり」を感じる人の主観的幸福感

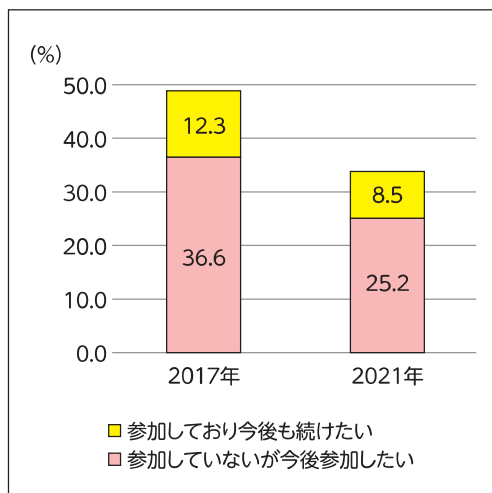


「絆」「つながり」を感じる人の割合

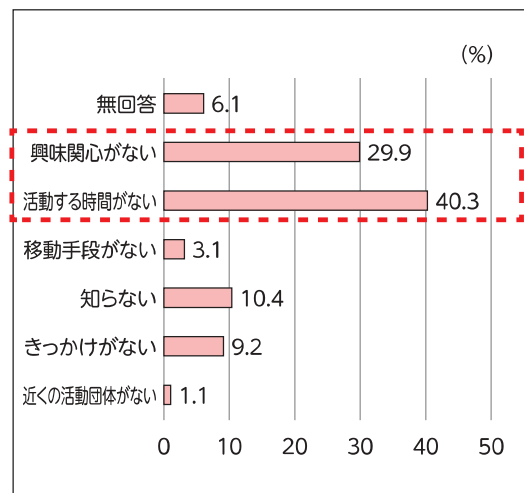


市民の市民活動への参加意欲は低く、支え合いや助け合いの意識醸成や、福祉や地域への関心を高めることが求められています。

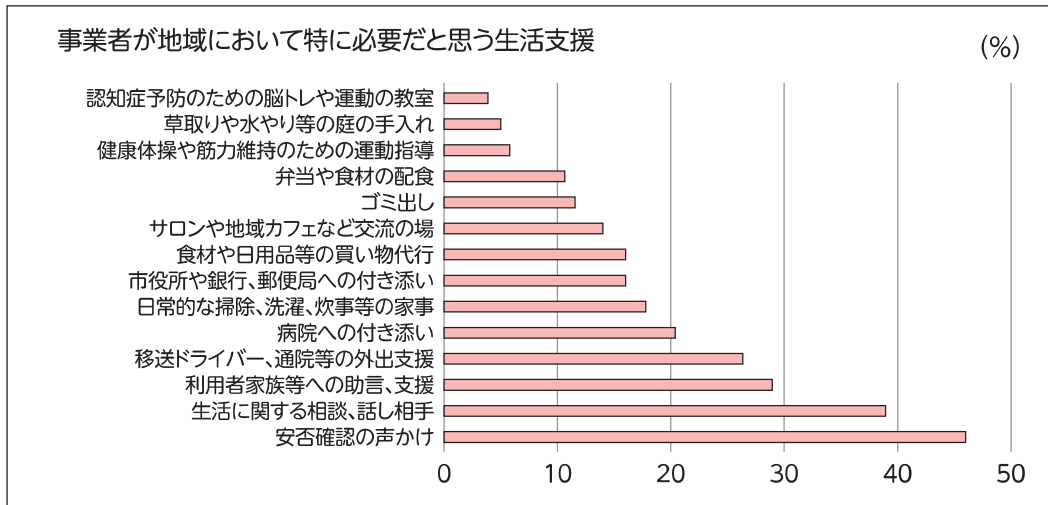
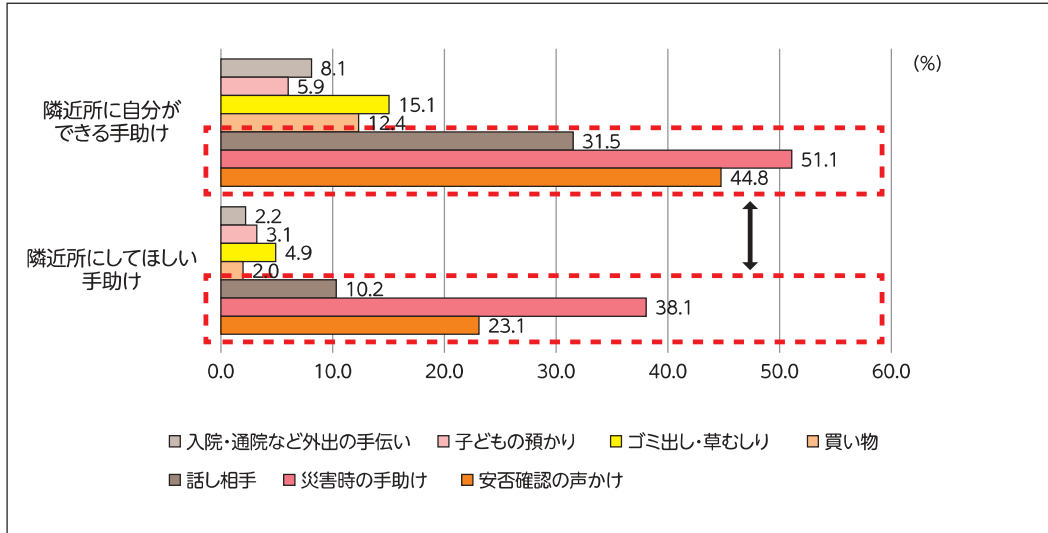
市民活動への参加意欲



市民活動へ参加しない理由



「隣近所にして欲しい手助け」と「自分ができる手助け」がマッチングしている支え合いから取り組むことが必要です。

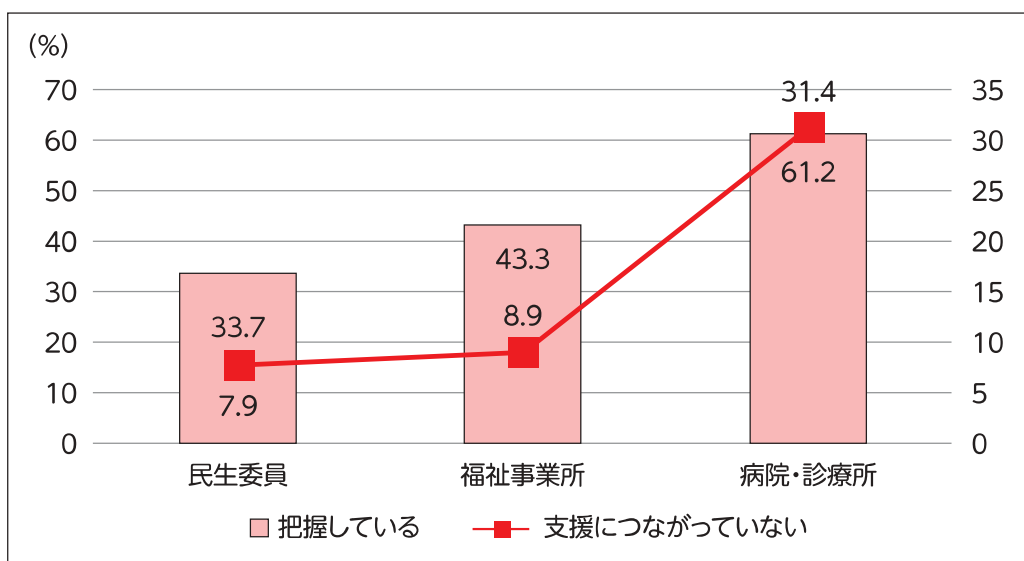


事業者：市内の介護サービス事業者、障がい福祉サービス事業者、児童福祉施設から無作為抽出

「孤立・孤独にある者」や「ひきこもりとなる可能性がある者」が一定割合おり、支援につながっていないケースが見られます。

早い段階で相談を受け、適切な支援につなげる仕組みづくりが必要です。

日ごろの活動の中で問題を抱える世帯の把握状況及びその対応状況



【把握している問題の状況】

区分	①	②	③
民生委員	社会から孤立している一人暮らし	ひきこもりや不登校	要介護認定はないが日常生活に困る高齢者
福祉事業者	高齢者が高齢の家族を介護している	社会から孤立している一人暮らし	要介護認定はないが日常生活に困る高齢者
病院診療所	高齢者の介護や日常生活等	生活困難	ひきこもりや不登校

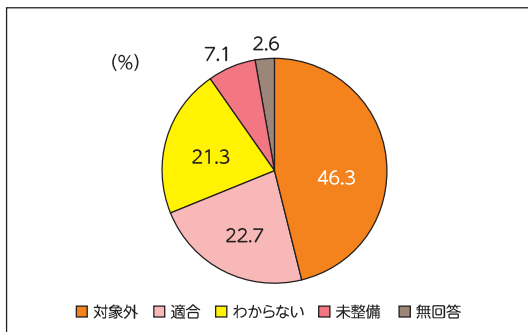
区分	推計構成比
孤立	2.8%
孤独	5.2%
ひきこもりとなる可能性のある状態など(※)	6.7%

※内閣府のひきこもり調査とは異なり、ひきこもりとなる可能性のある社会とのつながりが希薄化した者(広義のひきこもり)

【参考】内閣府調査(H30年度) ひきこもり出現率:1.45%

引き続き、バリアフリーの推進に向けた周知が必要です。また、「心理的バリア」(※4)が障がい者の外出を妨げる要因となっていることが考えられることから、これを取り除く必要があります。

条例の整備基準への適合状況

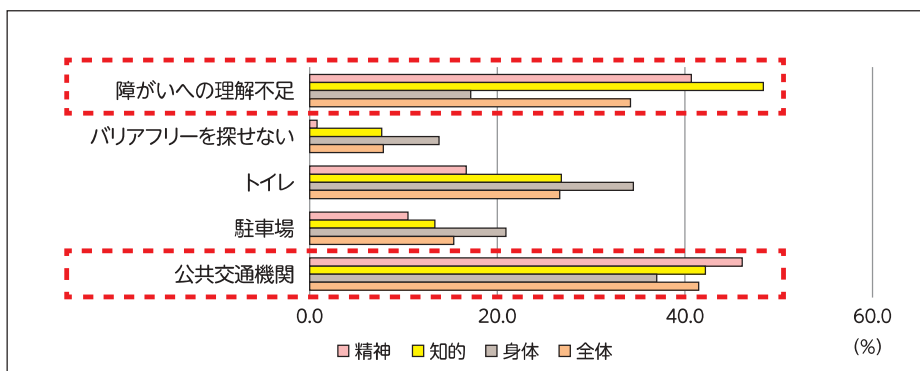


※条例:やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例

「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり公共的施設整備費補助金」の認知度

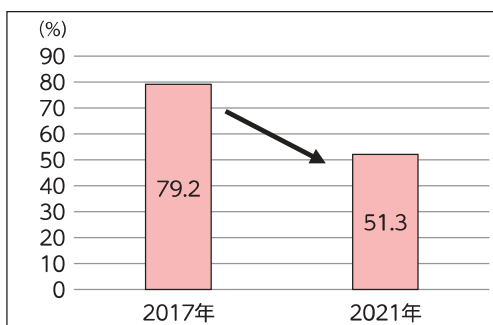
知らない	67.7%
内容は知らない	20.0%
知っている	9.0%
無回答	3.3%

外出時の不便さを感じる場面【障がい者】

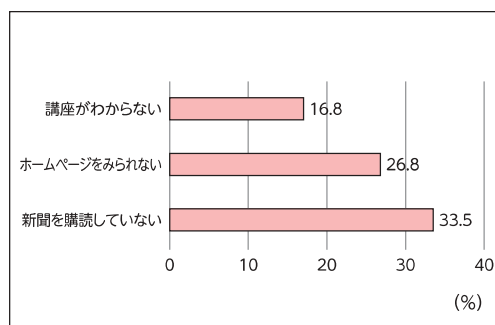


市民の情報入手方法を踏まえ、必要な情報発信に取り組むことが必要です。

保健福祉サービスに関する情報提供の満足度



保健福祉サービスに関する情報提供に対する不満の理由



※4 心理的バリア:周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障がいのある人を受け入れないバリアのこと

6 ブロック別意見交換会

(1) 意見交換会の実施概要

本計画の策定にあたっては、地域福祉の担い手である地域の関係者の意見を十分に反映させる必要があります。

このため、地域における多様な意見や新たな課題などを的確に把握することを目的に、市域を5つの地域に分け、地域福祉の専門家をコーディネーターとして、次のとおり意見交換会を開催しました。

【実施日及び参加者数】

ブロック	地区区分	実施会場	実施日 (令和4年)	参加者
南部	雀宮, 瑞穂野, 緑が丘, 宮の原, 陽南, 横川, 陽光, 五代若松原 (8地区)	横川地区市民センター	7月27日	23名
中央	昭和, 中央, 西, 錦, 西原, 東, 築瀬 (7地区)	宇都宮市役所	7月29日	18名
西部	桜, 城山, 姿川, 宝木, 戸祭, 富士見, 明保, 細谷・ 上戸祭 (8地区)	宇都宮市役所	8月1日	21名
東部	泉が丘, 清原, 城東, 平石, 陽東, 石井, 今泉, 峰 (8地区)	宇都宮市役所	9月12日	12名
北部	国本, 篠井, 富屋, 豊郷, 御幸, 御幸が原, 上河内, 河内 (8地区)	河内地区市民センター	9月14日	18名
各ブロックとも, 午後6時30分から2時間程度実施				計 92名

第2章 地域福祉を取り巻く環境の動向と課題の整理

参加者・参加団体

地域まちづくり組織, 自治会連合会, 地区民生委員児童委員協議会, 地区社会福祉協議会, 福祉協力員, 地域包括支援センター, 障がい者生活支援センター, ボランティア団体, 宇都宮市内在住・通学の大学生 など

実施方法

国際医療福祉大学 おおいし たけし 大石 剛史 准教授をコーディネーターに迎え、「地域共生のまちづくり」をテーマに、現状及び課題等をグループごとに意見交換し、発表を行いました。



(2) 主な意見のまとめ

ブロック別意見交換会で出された主な意見は以下のとおりです。

地域での支え合いの必要性

- コロナ禍で「集まる機会」やコミュニケーションが減っており、地域とのつながりの必要性を感じる。
- 昔は気軽に声を掛けてくれていたが、そういった関係性がなくなった。近所の関わりが希薄化している。
- 高齢者、特にひとり暮らし高齢者が増えており、地域の支え合いが必要である。
- 留学生の視点に立つと、地域のつながりを感じられない。
- 普段からの交流があってこそ、関係性が構築できる。

近所の関わりの希薄化や、新型コロナウイルス感染症に伴うコミュニケーション機会の減少、高齢化などにより、地域での支え合いの必要性を感じています。



つながりの機会の創出や、新規住民、大学生等の地域の関わりを促す必要があります。

市民活動への参加

- ポイント制やイベント開催など、若い世代への参加の呼びかけが必要である。
- 若い人たちに参加してもらうための工夫が必要。若い世代は忙しく参加が難しい。個人のニーズに合わせることを望ましい。
- お付き合い程度の市民活動から始めるなど、参加へのハードルを下げることも必要である。
- どのようにすれば良いか、何をすればよいのかわからないため、参加につながらない。
- コロナを要因に地域の人々の活動に対する意欲が低下しているとともに、自治会加入率も減少している。お互いに手を取り合って協力することが必要

若い世代の参加を望む声が多く、地域での役割の明確化、個人のニーズに合わせた参加方法の検討について意見が挙げられました。
また、自治会加入率の減少など、担い手不足を懸念する声も聞かれました。



市民活動への参加の機会の創出や参加に向けた支援が必要です。

困りごとを抱える人への支援

- 自分から「助けて」と声を挙げる人が少ないため、ニーズの把握が困難
- プライバシーの部分まで把握する事は難しい。
- 困っていることを言い出しやすい環境づくりが必要
- 横のつながりを広げることが難しい。
- 自治会で見守り活動を実施している。
- 「受け入れてもらえる安心感」がないと人との関わりを持ちにくいいため、地域での安心感や雰囲気づくりが必要である。

地域では、困りごとを抱えている人がいることを認識している一方で、発見の難しさやニーズ把握の問題についての意見が挙げられました。

また、自治会での見守り活動など、取組が始まっている地域も見られました。



地域での見守りだけでなく、相談しやすい環境の整備や公的支援につなぐことによる問題の把握、解決に向けた支援が必要です。

その他

移動手段の充実が必要である。(外出しやすいまちづくり)

7 課題の整理

地域社会を取り巻く環境や現行計画の取組結果、「地域共生のまちづくり」に関する意識調査のほか、ブロック別意見交換会における主な意見などを踏まえ、本市の福祉のまちづくりや地域福祉の推進に関する課題を以下のとおりまとめました。

「絆」「つながり」への市民意識の醸成

- ▶ 住民同士の支え合いや福祉への興味関心を高めるとともに、福祉の担い手を確保・育成するための意識醸成に向けた取組の充実やきっかけづくりが必要です。

支え合いによる地域づくりの推進

- ▶ 住民同士の支え合いを促進できるよう、支え合いの地域づくりへの支援が必要です。
- ▶ 市民が市民活動に参加できるよう、参加への誘導策や機会の創出が必要です。

市民が抱える複雑化・複合化した問題への対応

- ▶ 高齢・障がい・貧困・子どもなど様々な分野において、複雑化・複合化する市民の問題を早期に発見し、解消できるよう、市民に身近な場所で相談できる相談支援の充実が必要です。
- ▶ 住み慣れた地域で安心して尊厳をもって暮らすことができるよう、成年後見制度の利用促進と権利擁護支援のニーズへのきめ細かな対応が必要です。

ユニバーサルデザインの推進

- ▶ 誰もが安全・快適に日常生活を送ることができるよう、継続的な公共的施設等のハード面のバリアフリーを推進するとともに、心のバリアフリーの充実が必要です。
- ▶ 誰もがデジタル技術を活用できるよう、情報のバリアフリーの推進が必要です。